

町田市公共下水道の区域外使用及び設置の手續に関する要領

2020年4月1日 施行

第1 趣旨

この要領は、町田市下水道条例（平成6年12月町田市条例第26号。以下「条例」という。）第32条の2の規定に基づき、下水道事業計画区域外から公共下水道に下水を排除する場合の手續及び下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき公共下水道管理者以外の者が公共下水道に関する工事を行う場合の手續について、町田市下水道条例施行規則（平成3年4月町田市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号の下水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号の公共下水道をいう。
- (3) 下水道事業計画 法第4条第1項の規定により定めた事業計画をいう。
- (4) 事業主 公共下水道に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者であつて、公共下水道管理者以外のものをいう。
- (5) 公共・公益施設 道路、公園、緑地、広場、下水道施設、雨水流出抑制施設、消防水利・防災施設、交通安全施設、ごみ集積所、集会所用地、学校用地、街路灯その他住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設をいう。

第3 下水道事業計画区域外使用の申請

1 規則第28条第1項に規定する申請に当たっては、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図（おおむね縮尺1，500分の1程度のものをいう。以下同じ。）
- (2) 公図の写し（方位、事業区域、隣接地の地番、地目、地積及び権利者の

氏名を表示してあるものをいう。以下同じ。)

(3) 排水施設計画平面図(縮尺100分の1以上の図面で、公共下水道の位置、種類(汚水又は雨水の区分をいう。以下同じ。)、材料、形状、内法寸法、勾配、延長、流下方向、管底高、人孔天端高その他必要な事項を表示してあるものをいう。以下同じ。)

(4) 委任状(第1号様式)(代理人に委任する場合に限る。)

2 規則第28条第3項に規定する変更申請に当たっては、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 変更前及び変更後の各種変更箇所がわかる図書

第4 公共下水道設置の申請

1 規則第29条第1項に規定する申請に当たっては、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 公図の写し

(3) 公共施設管理者に関する図面(次に掲げる縮尺100分の1以上の図面で、それぞれの図面に公共・公益施設の管理者、用地の所有者、帰属先、位置、形状及び数量が表示してあるものをいう。)

ア 廃止し、又は変更される前の公共・公益施設に係る図面

イ 新設の公共・公益施設に係る図面

ウ ア及びイに掲げる施設を重ね合わせた図面

(4) 土地利用計画図(縮尺100分の1以上の図面で、事業区域の境界、公共・公益施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状、面積及び計画高並びに敷地に係る予定建築物の用途を表示してあるものをいう。)

(5) 排水施設計画平面図

(6) 排水施設計画縦断図(縦の縮尺が100分の1、横の縮尺が排水施設計

画平面図と同じ縮尺である図面で、流水方向は左より右とし、公共下水道の種類、材料、形状、内法寸法、勾配、延長、管底高、人孔天端高その他必要な事項を表示してあるものをいう。)

(7) 構造図(施工する公共下水道の構造、寸法その他必要な事項を表示してあるものをいう。)

(8) 境界確定図

(9) 委任状(代理人に委任する場合に限る。)

(10) 私有地(私道を含む)内に公共下水道を設置する場合は、次に掲げる図書

ア 土地占用・使用承諾書(第2号様式)

イ 重ね図(公図の写しに、公共下水道を設置する道路区域等の位置、地番及び権利者の氏名を表示してあるものをいう。)

ウ 土地の登記事項証明書

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 規則第29条第3項に規定する変更申請に当たっては、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 変更前及び変更後の各種変更箇所がわかる図書

3 規則第29条第5項に規定する申請に当たっては、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 下水道台帳の写し(おおむね縮尺500分の1程度のもので、既設公共下水道の状況が確認できるものであり、かつ、施工する公共ます及び取付管の位置を赤色で表示してあるものをいう。以下同じ。)

(3) 平面図(おおむね縮尺100分の1程度の図面で、敷地、既設公共下水道、道路、施工する公共ますその他必要な事項を表示してあるものをいう。以

下同じ。)

(4) 構造・断面図(おおむね縮尺50分の1程度の図面で、公共下水道の種類、材料、形状、内法寸法、勾配、延長、ます深、取付管土被り、既設公共下水道への接続方法、インバートその他必要な事項を表示してあるものをいう。以下同じ。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

4 前3項に規定する図書は、別に定める町田市公共下水道設置基準(以下「設置基準」という。)に基づき作成し、各2部を添付しなければならない。ただし、第1項第9号及び第10号に規定する図書については1部とする。

第5 申請の取下げ

事業主は、規則第28条第1項又は規則第29条第1項若しくは第5項に規定する申請をしてから市長が許可又は承認をするまでの間に、事業主の事由により申請を取り下げようとするときは、(許可・承認)申請取下げ届(第3号様式)に案内図を添えて市長に提出しなければならない。

第6 工事の取止め

事業主は、規則第28条第2項の規定による許可又は規則第29条第2項若しくは第6項の規定による承認後に、事業主の事由により工事を取り止めようとするときは、公共下水道設置工事取止め届(第4号様式)に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) 許可書又は承認書

第7 事業主又は代理人の変更

事業主又は代理人の変更があったときは、(事業主・代理人)変更届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

第8 工事の着手

1 事業主(公共ます又は取付管の工事のみを行う事業主を除く。)は、工事着手

日の3日前までに公共下水道設置工事着手届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 公共ます又は取付管の工事のみを行う事業主は、工事着手日の3日前までに、公共ます設置等工事着手届兼工事立会申請書（第7号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) 下水道台帳の写し

(3) 平面図

(4) 構造・断面図

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、工事に立ち会うとともに、必要な助言又は指導を行うものとする。

4 市長は、道路掘削を伴わない公共ます設置、変更等工事については、前項の規定を適用せず、写真審査により、必要な助言又は指導を行うことができる。

第9 中間検査

1 事業主は、路盤完了後又は仮復旧後において、中間検査を受けなければならない。

2 事業主は、中間検査を希望する日の7日前までに公共下水道設置工事（中間・完了）検査申請書（第8号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) 排水施設計画平面図

3 事業主は、中間検査において指摘を受けたときは、速やかに当該指摘事項に従わなければならない。

4 前3項の規定は、公共ます又は取付管の工事については、適用しない。

第10 完了検査等

- 1 事業主は、工事完了後において、完了検査を受けなければならない。
- 2 事業主は、完了検査を希望する日の7日前までに公共下水道設置工事（中間・完了）検査申請書に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 案内図
 - (2) 竣工図（設置基準に基づき作成したものをいう。以下同じ。）
 - (3) 下水道用地の地積測量図（設置した公共下水道の用に供する土地を市に寄附する場合に限る。）
- 3 事業主は、完了検査において指摘を受けたときは、速やかに当該指摘事項に従うとともに、市長の確認を受けなければならない。
- 4 事業主は、完了検査に合格したときは、次に掲げる図書を2部市長に提出しなければならない。
 - (1) 竣工図
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- 5 市長は、前項の規定による図書の提出があったときは、公共下水道設置検査済証（第9号様式。以下「検査済証」という。）を交付する。
- 6 前項の検査済証の交付を受けた施設は、当該検査済証の交付日の翌日において、市に帰属するものとする。ただし、法令等に別の定めのある場合は、この限りでない。
- 7 前各項の規定は、公共ます又は取付管の工事については、適用しない。
- 8 事業主は、公共ます又は取付管の工事が完了したときは、速やかに公共ます設置等工事完了届（第10号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 案内図
 - (2) 竣工図
- 9 市長は、前項に規定する届出があった日から7日以内に、設置された施設を確

認するものとする。

10 前項の規定により完了の確認をした施設は、当該確認日の翌日において市に帰属するものとする。

第11 改善勧告

市長は、事業主が第8第3項の助言若しくは指導又は第9第3項若しくは第10第3項の指摘に従わないときは、当該事業主に対し、工事改善勧告書（第11号様式）により改善を勧告することができる。

第12 下水道用地の寄附

1 事業主は、第10第6項の規定により市に帰属した施設の用に供する土地（以下「下水道用地」という。）を市に寄附するときは、下水道用地寄附申請書（第12号様式）に次に掲げる図書を添えて、第10に規定する完了検査日の前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 登記承諾書兼登記原因証明情報
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 資格証明書（事業主が法人の場合に限る。）
- (6) 土地の登記事項証明書
- (7) 下水道用地の地積測量図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項の規定により申請のあった下水道用地は、検査済証の交付日の翌日において、市の管理に属するものとする。

3 市長は、下水道用地に係る土地の所有権移転登記が完了した時は、登記完了通知書（第13号様式）により事業者に通知する。

第13 補則

この要領に定めるもののほか、公共下水道の区域外使用及び設置の手續に関し必

要な事項は、市長が別に定める。